

Kasai

第95回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年6月30日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

場 所

神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西工業株式会社 本社 7階講堂

目 次

- 第95回定時株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類 …………… 6
- 事業報告 …………… 16
- 連結計算書類 …………… 36
- 計算書類 …………… 39
- 監査報告書 …………… 42

河西工業株式会社

証券コード:7256

証券コード 7256
2026年6月15日

株 主 各 位

神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西工業株式会社
代表取締役社長 古川 幸二

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kasai.co.jp/ir/library/shareholders/>



また、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。下記のサイトにアクセスしていただき、当社名（河西工業）又は証券コード（7256）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、株主総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、議決権の事前行使を行う場合は、2026年6月29日（月曜日）午後5時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西工業株式会社 本社 7階講堂

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** 1. 第95期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第95期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含みます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

日 時 2026年6月29日（月曜日）午後5時到着分まで

2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日 時 2026年6月29日（月曜日）午後5時まで

※詳細につきましては P.4～P.5【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2026年6月30日（火曜日）午前10時

会 場 河西工業株式会社 本社 7階講堂

裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

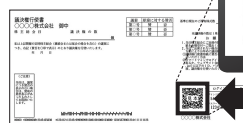
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォン等にて、
同封の議決権行使書副票（右側）に記載の
「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」は
こちら



2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ。

3

各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

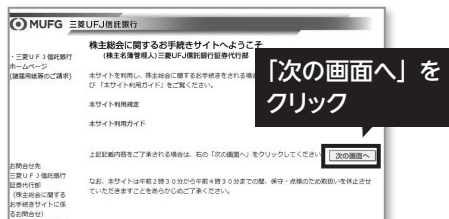
議決権行使のご案内

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使サイトにアクセスする



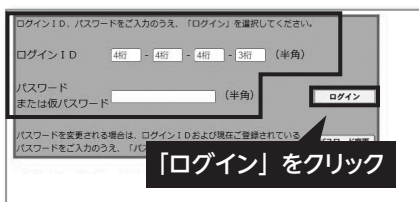
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

 **0120-173-027**

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）古川幸二、稲津茂樹、小川耕一、野地彦旬、松岡大治の5氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
1	<p>再任</p> <p>ふるかわ こうじ 古川幸二 (1961年9月10日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1984年4月 日産自動車(株) 入社</p> <p>1987年5月 日産プリンス埼玉販売(株) 出向</p> <p>1989年8月 日産自動車(株) 第一調達部</p> <p>1996年7月 英国日産自動車製造(株) 出向</p> <p>1999年7月 日産自動車(株) 第二調達部 主担</p> <p>2002年4月 同社 購買企画部 主担</p> <p>2003年4月 東風日産乗用車会社 出向</p> <p>2006年4月 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向</p> <p>2009年4月 日産自動車(株) パワートレーンプロジェクト購買部 部長</p> <p>2014年4月 同社 パワートレーンプロジェクト購買部 部長 兼 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向</p> <p>2015年4月 ジヤトコ(株) VP (調達部門)</p> <p>2015年10月 同社 常務執行役員 (調達部門長)</p> <p>2017年4月 同社 専務執行役員 (調達部門長)</p> <p>2024年10月 当社 顧問</p> <p>2024年11月 当社 代表取締役社長 社長役員 (全般、内部監査部、情報取扱責任者)</p> <p>2025年4月 当社 代表取締役社長 社長役員 (全般、内部監査部、新規事業創造室、情報取扱責任者) (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>古川幸二氏は、グローバルに自動車事業を展開する日産自動車(株)において、調達・購買領域における主要ポジションを歴任し、さらに同社グループ会社のジヤトコ(株)において専務執行役員として調達部門の責任者を務めました。また、そのキャリアは、英国日産自動車製造(株)やルノーとのアライアンス組織への出向等を含み、異文化マネジメント経験も豊富です。自動車業界に長年携わり、グローバルなビジネス及び経営経験と幅広い識見を有しています。2024年11月に当社の代表取締役社長に就任し、その職責を担い、当社事業の立て直しと業績回復後の持続的成長のための経営課題への取組に強いリーダーシップを発揮しています。</p> <p>以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は代表取締役社長 社長役員としての職責を担う予定であります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">稲 津 茂 樹 (1967年11月26日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1992年 4月 日産自動車(株) 入社 栃木工場工務部生産課</p> <p>1993年 11月 東海日産モーター(株) 出向</p> <p>1995年 12月 日産自動車(株) 栃木工場工務部生産課</p> <p>2001年 4月 同社 生産人事部</p> <p>2004年 4月 同社 生産管理部</p> <p>2006年 4月 同社 生産管理部 主担</p> <p>2008年 4月 メキシコ日産自動車会社 出向</p> <p>2013年 4月 日産自動車(株) 生産管理部 主管</p> <p>2015年 4月 同社 生産管理部 部長</p> <p>2019年 4月 ブラジル日産自動車会社 出向</p> <p>2023年 4月 日産自動車(株) 生産企画統括本部 副本部長</p> <p>2024年 10月 当社 顧問</p> <p>2024年 11月 当社 取締役 副社長役員 (開発本部管掌、生産技術本部管掌、生産戦略本部管掌、北米地域統括)</p> <p>2025年 3月 当社 取締役 副社長役員 (開発本部管掌、生産技術本部管掌、生産本部管掌、SCM本部管掌、北米地域統括)</p> <p>2026年 4月 当社 取締役 副社長役員 (開発本部管掌、生産技術本部管掌、生産SCM本部管掌、生産工順最適化推進室、北米地域統括) (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>稲津茂樹氏は、日産自動車(株)において工場及び本社における生産管理領域での経験と実績を重ね、本社生産管理部長を務めたほか、メキシコ日産自動車会社やブラジル日産自動車会社において海外現地法人マネジメント経験も積み、そのほか、生産人事部において生産部門の人事企画・人材開発業務に携わったことがある等多様なキャリア経験を有しています。自動車業界に長年携わり、モノづくり分野における豊富な経験とグローバルな幅広い識見を有する同氏は、2024年11月に当社取締役に選任され、副社長役員として、当社のグローバルなモノづくり体制の再建・強化を図るための経営施策を推進しております。</p> <p>以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は取締役 副社長役員としての職責を担う予定であります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
3	<p>再任</p> <p>小川 耕一 (1968年1月15日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1990年4月 (株)埼玉銀行(現(株)りそな銀行) 入行</p> <p>2004年11月 (株)りそな銀行 融資企画部 グループリーダー</p> <p>2005年4月 同行 オペレーション改革部 グループリーダー</p> <p>2010年4月 同行 芝・麻布エリア 営業第二部長</p> <p>2012年4月 同行 目黒駅前エリア 営業部長</p> <p>2014年4月 同行 室町支店長</p> <p>2016年4月 同行 リスク統括部長 (株)りそなホールディングス リスク統括部長</p> <p>2018年1月 同行 審査部長</p> <p>2019年4月 (株)埼玉りそな銀行 執行役員 コンプライアンス統括部担当 兼 融資企画部担当</p> <p>2020年4月 同行 執行役員 オペレーション改革部担当 兼 融資企画部担当</p> <p>2022年6月 (株)りそな銀行 執行役員 内部監査部担当 (株)りそなホールディングス 執行役員 内部監査部担当</p> <p>2023年4月 (株)りそな銀行 常務執行役員 プロセス改革部担当 兼 ファシリティ管理部担当 (株)りそなホールディングス 執行役員 プロセス改革部担当 兼 ファシリティ管理部担当 兼 グループ戦略部(業務プロセス改革)担当</p> <p>2024年4月 当社 専務役員(企画本部本部長)</p> <p>2024年6月 当社 取締役 専務役員(企画本部本部長)</p> <p>2024年7月 当社 取締役 専務役員(企画本部本部長、経理財務グループ)</p> <p>2025年4月 当社 取締役 専務役員(企画本部本部長、経理財務グループ 兼 内部統制部部長)</p> <p>2025年11月 当社 取締役 専務役員(企画本部本部長、経理財務グループ)</p> <p>2026年3月 当社 取締役 専務役員(企画本部本部長、経理財務グループ 兼 経理部長)(現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小川耕一氏は、(株)りそな銀行にて支店長、リスク統括部長、審査部長等を歴任し、同行の常務執行役員としてプロセス改革やファシリティ管理を担当した後、当社に入社しました。融資実務を通じ、多様な規模・業種に跨る企業の拡張や再生に携わり、企業のポテンシャルを的確に見極める洞察力を備えます。現在は当社の取締役 専務役員企画本部本部長として、事業再生計画の実行の総指揮役を担っております。</p> <p>以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は取締役 専務役員としての職責を担う予定であります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">野 地 彦 旬 (1958年10月30日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1982年 4月 横浜ゴム(株) 入社 2002年 4月 同社 新城工場副工場長 2004年 7月 同社 三島工場長 2007年 1月 YOKOHAMA TIRE PHILIPPINE INC.(YTPI)代表取締役社長 出向 2008年 6月 横浜ゴム(株) 執行役員 タイヤ生産本部長代理 兼 YTPI代表取締役社長 2009年 1月 同社 執行役員 タイヤ生産本部長 2009年 6月 同社 取締役常務執行役員 タイヤ管掌 兼 タイヤ生産本部長 2011年 3月 同社 取締役専務執行役員 タイヤ管掌 兼 タイヤ生産本部長 2011年 6月 同社 代表取締役社長 2017年 3月 同社 取締役副会長 兼 ALLIANCE TIRE GROUP代表取締役会長 出向 2018年 3月 同社 副会長執行役員 兼 ALLIANCE TIRE GROUP代表取締役会長 2019年 3月 同社 技師長 兼 YOKOHAMA TIRE MFG. MISSISSIPPI代表取締役会長 兼 社長 2021年 4月 同社 相談役 2024年 4月 同社 名誉顧問 (現任) 2024年 6月 当社 社外取締役 (現任) リコーリース(株) 社外取締役 (現任) ホーチキ(株) 社外取締役 (現任) 現在に至る</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 野地彦旬氏は、グローバルにタイヤ事業やマルチプルビジネス事業を展開する横浜ゴム(株)において、工場長、海外現法社長、生産本部長などを歴任した後、2011年から6年間、同社の代表取締役社長を務めました。タイヤ事業を通して自動車業界にも長年携わり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有する同氏は、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。 以上のことから、同氏を引き続き独立社外取締役候補者としたものです。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
5	<p>再任 社外</p> <p>松岡大治 (1970年7月7日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1994年4月 長瀬産業(株) 入社 合成樹脂第四部 2001年6月 同社 合成樹脂事業本部 SBU 10 リーダー 2005年4月 同社 名古屋支店 名古屋営業部 自動車材料一課 課統括 2006年3月 同社 事業戦略室 2007年10月 Nagase(Hong Kong)Ltd. 2013年4月 長瀬産業(株) 電子資材事業部 電子メディア部 部統括 2015年7月 同社 電子資材事業部 電子資材一部 部統括 兼 ナガセ研磨機材(株) 社長 2018年9月 Nagase(Hong Kong)Ltd. COO 兼 Shenzhen Nagase Trading Ltd. COO 2022年4月 長瀬産業(株) モビリティソリューションズ事業部 事業部長 2025年4月 同社 執行役員 モビリティソリューションズ事業部 事業部長 (現任) 2025年6月 当社 社外取締役 (現任) 現在に至る</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松岡大治氏は、グローバルにビジネスを展開する長瀬産業(株)において、合成樹脂や電子資材の事業運営を担当し多大な功績を残しました。また、複数回の海外駐在や、国内外関係会社の社長経験も有しています。現在は同社の執行役員モビリティソリューションズ事業部長として、経営の中枢で自動車ビジネスをリードされています。企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有する同氏には、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものです。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本定時株主総会終結の時をもって、野地彦句氏の当社社外取締役就任期間は2年、松岡大治氏の当社社外取締役就任期間は1年となります。
3. 当社は、野地彦句氏及び松岡大治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、野地彦句氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 松谷英明、城戸和弘、古川裕二の3氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
1	<p>新任</p> <p>武田 泰浩 (1961年12月9日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 1,000株</p>	<p>1984年4月 日産自動車(株) 入社 1984年6月 同社 購買管理部 技術課 1987年10月 日産チェリー東京販売(株) 出向 1989年11月 日産自動車(株) 購買管理部 技術課 1992年1月 北米日産自動車製造会社 出向 1995年7月 日産自動車(株) 第一調達部 機関部品課 1999年7月 同社 購買管理部 主任 2001年4月 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向 2011年4月 当社入社 調達部 部長 2012年4月 当社 第二調達部 部長 2012年10月 KASAI NORTH AMERICA, INC. 出向 2017年4月 当社 生産管理グループ 生産企画部 部長 2019年4月 当社 調達グループ エキスパートリーダー 2021年1月 当社 内部監査部 部長 (現任) 現在に至る</p> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 武田泰浩氏は、日産自動車(株)にて、調達・購買領域での経験と実績を重ね、北米日産自動車製造会社やルノーとのアライアンス組織への出向等を含み、異文化マネジメント経験も豊富です。自動車業界に長年携わり、グローバルなビジネス及び経営経験と幅広い識見を有しています。2011年4月に当社入社後は、主に調達部門でのキャリアを積み重ねるとともに、北米地域における駐在経験も有しております。また、近年は内部監査部の責任者として5年以上のキャリアを有するとともに公認内部監査人の資格も取得しており、当社の内部監査の向上、さらには企業価値の向上に寄与するものと期待できます。</p> <p>以上のことから、同氏を新たな監査等委員である取締役候補者としたものです。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>城戸和弘 (1958年3月6日生)</p> <p>所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1980年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員就任 2003年5月 監査法人トーマツ代表社員就任 2020年9月 有限責任監査法人トーマツ退所 2020年10月 城戸公認会計士事務所開設（現任） 2022年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 ㈱ランドコンピュータ 社外取締役（現任） 現在に至る</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 城戸和弘氏は、公認会計士として監査法人トーマツに入所して約40年に亘り第一線で活躍し、通常の上場企業に加えて公益法人や学校等の監査を数多く手掛け、ひとつのセクターに仕立てました。2020年10月に独立し、現在は個人として会計事務所を営まれています。多種多様な企業や法人の会計監査に係り、品質重視の適正な監査と報告を実践されてきた経験と見識は、当社の内部統制の向上、さらには企業価値の向上に寄与しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。</p> <p>以上のことから、引き続きその職務を担うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものです。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> <small>ふるかわ ゆうじ</small> 古川裕二 (1961年9月24日生) 所有する当社普通株式数 0株 </p>	<p>1984年 4月 (株)協和銀行 (現)㈱りそな銀行 入行</p> <p>2009年 3月 (株)りそな銀行 執行役員 経営管理部長 兼 経営管理部 (特命)担当</p> <p>2012年 4月 同行 常務執行役員 年金営業部担当 兼 信託ビジネス部担当</p> <p>2013年 4月 同行 代表取締役副社長 兼 執行役員 東日本担当統括 兼 首都圏地域担当 兼 信託部門担当統括</p> <p>2014年 6月 (株)りそなホールディングス 取締役 兼 代表執行役 人材サービス部担当</p> <p>2017年 4月 りそな決済サービス(株) 代表取締役社長</p> <p>2017年 6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長</p> <p>2019年 6月 ソーダニッカ(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年 6月 (株)佐藤渡辺 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年 6月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>古川裕二氏は、(株)りそな銀行にて、経営管理部長、年金営業部・信託ビジネス等を担当した後、代表取締役副社長兼執行役員として活躍されました。その後はりそな決済サービス(株)代表取締役社長を務めた後、公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長に就任されております。金融業界で磨かれた企業分析力に基づく業務執行への指摘や助言は、監査という点で十二分に機能するものと期待できます。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。</p> <p>以上のことから、引き続きその職責を担うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものです。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本定時株主総会終結の時をもって城戸和弘氏の当社社外取締役就任期間は4年、古川裕二氏の当社社外取締役就任期間は2年となります。
3. 当社は、城戸和弘氏及び古川裕二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏らが選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、城戸和弘氏及び古川裕二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)
<div style="text-align: center;"> 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">すげのしやうこ 杉野翔子 (1945年8月7日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社普通株式数 0株</p>	<p>1973年4月 弁護士登録 1973年4月 藤林法律事務所勤務 1994年4月 藤林法律事務所パートナー弁護士（現任） 2007年3月 木徳神糧(株) 社外監査役 2014年6月 青木信用金庫 員外監事 2017年3月 (株)MDI 社外取締役 2018年6月 (株)タケエイ 社外監査役（現任） 2019年6月 日本証券金融(株) 社外取締役（現任） 2019年9月 (株)MDI 監査役 2022年6月 (株)ジャンメ 社外取締役 現在に至る</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 杉野翔子氏は、長年にわたり当社の顧問弁護士として内部統制強化のためのご指導をいただき、当社取締役の教育等の講師も数回担当いただいたことがあります。このような実績から、社外取締役を果たすのに十分な情報収集力、理解力、遂行力があることを確認しております。当社の事業に精通し、企業法務、内部統制に関する豊富な経験と幅広い識見を有する同氏には、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことが期待されます。 以上のことから、同氏を引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものです。</p>

- (注) 1. 杉野翔子氏と当社は、法律顧問契約を締結しております
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 4. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額会社が負担しております。杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

【第1号・第2号議案をご承認いただいた場合の役員体制】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

	氏名	企業経営	モノづくり		営業・マーケティング	財務会計	人事労務	法務・ガバナンス	国際性・多様性
			R&D・IT	生産・製造技術					
取締役 (監査等委員を除く)	古川 幸二	○		○	○	○			○
	稲津 茂樹	○	○	○		○	○		○
	小川 耕一	○				○	○	○	
	野地 彦旬	○	○	○					○
	松岡 大治	○			○				○
取締役 (監査等委員)	武田 泰浩			○				○	○
	城戸 和弘					○		○	
	古川 裕二	○				○	○	○	

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

世界経済につきましては、一部に持ち直しの動きが見られるものの、米国における通商政策の動向に加え、中東地域情勢の緊迫化やロシア・ウクライナ情勢の長期化に起因する地政学的リスクの高まりなどにより、エネルギー価格や国際物流への影響を含め、先行きの不確実性が依然として高い状況が続いております。

我が国の経済においても、物価上昇の影響が個人消費に及んでおり、内需回復の動きは緩やかなものととどまっております。このような環境のもと、当社グループが属する自動車業界では、中国市場を中心とした電気自動車（BEV）へのシフトの進展に加え、国際情勢や通商政策を巡る不確実性等を背景として、事業環境は引き続き厳しい状況が続くものと認識しております。

このような経営環境下において、当社グループは、中期経営計画「Kasai Turnaround Aspiration」に基づく施策を着実に実行するとともに、不採算拠点からの撤退、固定費削減、価格是正の進展等、事業構造改革を継続的に推進してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、主要販売先OEMの生産台数の減少及び事業撤退の影響等により、1,961億89百万円（前連結会計年度に比べ226億11百万円減収（10.3%減））となりましたが、収益構造の改善が進展したことにより、営業利益は65億76百万円（前連結会計年度は2億89百万円の営業損失）と黒字転換し、経常利益は57億2百万円（前連結会計年度は12億88百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億52百万円（前連結会計年度は91億82百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

		当期業績	対前期比		主な増減要因
日 本	売 上 高	51,697百万円	△509百万円	△1.0%	主要販売先OEMの生産台数の減少
	営 業 利 益	4,659百万円	△94百万円	△2.0%	構造改革に伴う一時的な費用影響
北 米	売 上 高	108,823百万円	△8,064百万円	△6.9%	主要販売先OEMの生産台数の減少
	営 業 利 益	△475百万円	+5,849百万円	—	再建施策の着実な実行による収益性の改善
欧 州	売 上 高	14,417百万円	△13,131百万円	△47.7%	ドイツ拠点における事業撤退の影響
	営 業 利 益	457百万円	+752百万円	—	不採算拠点の撤退効果
ア ジ ア	売 上 高	21,251百万円	△904百万円	△4.1%	主要販売先OEMの生産台数の減少
	営 業 利 益	1,808百万円	+310百万円	+20.7%	不採算拠点の会社清算による連結除外効果

(注) 営業利益は、連結損益計算書の営業利益に+126百万円のセグメント間取引消去を行っております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資額は58億70百万円で、その主なものは新規車種対応の設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは借入金残高の削減を進めるとともに、2028年3月31日を期限とする30億円のコミットメントライン契約並びに55億円のコミットメントライン契約において、前年に引き続きこれらを弾力的に運用することにより、必要な流動性を確保しつつ、安定的な資金管理を行ってまいりました。

④ 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

(内部管理体制の強化)

当社は、過年度決算及び四半期決算の訂正に伴い、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が複数年にわたり発生しております。特に、連結子会社における会計処理の誤りや業務プロセスの不備、ガバナンス体制の脆弱さ等が判明し、これらが前事業年度における決算訂正及び有価証券報告書等の提出遅延の主因となったと考えております。

これらの課題に対し、再発防止に向けた抜本的な改善策を策定し、2025年11月11日に東京証券取引所へ改善報告書を提出いたしました。策定した再発防止策を実行し、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備等、再発防止策の実施に真摯に取り組みました。また、当該取組について、2026年5月15日付「東京証券取引所への改善状況報告書の提出に関するお知らせ」において、改善措置の実施状況及び運用状況を公表しております。

引き続き、実施してきた再発防止の取組を今後も全社一丸となって継続的に実行・改善し、内部統制の強化に努めてまいります。そして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に励み、当社グループすべてのステークホルダーの皆さまからの更なる信頼回復に努めてまいる所存です。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度において営業赤字となったことによる債権者間協定書の財務制限条項への抵触、及び2025年3月期有価証券報告書の提出が法定期限内に行えなかったことによる債権者間協定書における確約条項に抵触したことから、取引金融機関に対して抵触に伴う期限の利益喪失に関する請求の権利放棄を依頼してまいりました。しかしながら、取引金融機関からの権利放棄に関する具体的な時期等については未確定であったこと等から「継続企業の前提に関する注記」を記載してまいりました。

当社グループは、2025年4月に計画を公表し、2026年2月に目標値を公表いたしました中期経営計画「Kasai Turnaround Aspiration」に基づき、経営再建に向けて主要経営課題に対して真摯に向き合い、課題解決に向けて取り組んでまいりました。その結果、販売先OEMからの支援をはじめとした価格是正等による売上高の増加や、継続して営業損失を計上している北米セグメントについて適切なコストコントロールを実施した結果、赤字幅が縮小したこと等により、当連結会計年度において営業利益の黒字化を達成することができました。

また、2025年12月開催のバンクミーティングにて期限の利益喪失に関する請求の権利放棄を依頼し、取引金融機関と協議を開始いたしました。協議において、業績の見通しのほか、当社が2025年11月11日付「東京証券取引所への改善報告書の提出に関するお知らせ」で公表した改善措置に取り組み、再発防止のため内部統制の強化、業務プロセスの再構築等を進めていることについて説明を重ね、2026年3月31日付で、期限の利益喪失を請求する権利放棄について全取引金融機関より同意を得たことで、確約条項及び財務制限条項への抵触が解消されました。

以上の状況を踏まえ、当連結会計年度において営業利益の黒字化を達成したものの、①自己資本が低水準に留まり、財務体質の改善・強化が必要であること、②北米事業が継続的な取組により改善しているものの未だ途上であること、③当連結会計年度の業績には販売先OEMによる支援も含まれていることから、現時点では依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

これに対して、当社グループでは当該事象又は状況を改善、解消すべく、当連結会計年度も引き続き、全社を挙げて以下の取組を実行しております。

(1) グループの収益力向上

- ① 取引先との価格・数量等各種条件の見直し、材料の市況変動による高騰や労務費高騰の販売価格への転嫁、生産現場における生産ロスの圧縮、人員体制の最適化等による人件費抑制の継続などの経営改革を断行し、グループ収益力の向上に引き続き取り組んでまいります。
- ② 販売先OEMとの販価等の見直し協議は、着実に合意形成が図られており、グループ収益力の向上に取り組んでおります。
- ③ 特に課題である北米拠点においては、上記取組に加えて、主要販売先OEMのご協力による生産現場改善及び間接部門における早期退職の実施、並びに事務のメキシコへの集約によるコストダウンなどの経営改革を着実に実行しております。
- ④ 米国関税の影響に関しては、販売先OEM等との協議を通じて、利益圧迫を最小限にすべく取り組んでおります。
- ⑤ 米国とイランの軍事衝突を巡る中東地域情勢の緊迫化により、中東地域における政治・経済情勢の不確実性がもたらす影響については、原材料の調達先の分散及び代替材料の検討を進めるとともに、供給状況及び価格動向について関係部門横断で継続的なモニタリングを通じて、影響の極小化を図っております。

(2) 財務体質の改善・強化と安定した経営基盤の構築

- ① 当社グループは抜本的な構造改革施策の実施を目的として、2024年11月1日、日産自動車株式会社からの第三者割当増資による総額60億円の資金調達をしております。
- ② 2024年11月1日に、古川幸二が当社の代表取締役社長 社長役員に、稲津茂樹が当社の取締役 副社長役員に新たに就任し、2025年4月に公表した中期経営計画「Kasai Turnaround Aspiration」の骨子（方策と取組の概要）を策定の上、経営再建に取り組んでおります。
- ③ 2026年2月には中期経営計画の経営目標値を公表しており、当該計画における当連結会計年度の経営目標値である営業利益40億円を達成しました。引き続き計画達成に向け施策の実行及び適切な進捗モニタリングを通じて、優先課題である北米事業の赤字縮小に加え、グローバルで経営基盤の強化に取り組んでおります。

(3) 安定的な資金繰りの確保

- ① 2024年10月23日付で、全取引金融機関との間で、債権者間協定書を締結し、債権者間協定書において定められた新たな弁済条件に基づく金銭消費貸借契約書を併せて締結し、最終返済期限が2028年3月31日に変更されております。また、2024年11月1日、株式会社りそな銀行との間の劣後特約付準金銭消費貸借契約書に基づく、デットデットスワップの効力が生じており、当社の資金繰りの安定化に寄与しております。
- ② 当社は、2025年3月期有価証券報告書の提出が法定期限内に行えなかったことにより、各取引金融機関と締結しております債権者間協定書における確約条項に抵触していることに加え、前連結会計年度において営業赤字となったことにより債権者間協定書の財務制限条項に抵触していましたが、2026年3月31日付で抵触状況は解消しており、業績見通し及び改善状況報告書への取組についての説明を通じて、引き続き金融機関からの支援が受けられる見込みです。
- ③ 当社は、2025年11月11日付「東京証券取引所への改善報告書の提出に関するお知らせ」で公表した改善措置に取り組み、再発防止のため内部統制の強化、業務プロセスの再構築等を進めてまいりました。決算訂正及び有価証券報告書提出遅延の原因となった事象の解消及び再発防止策の取組について、日本取引所自主規制法人に報告等を実施し、2026年5月15日に改善状況報告書を提出いたしました。
- ④ 2026年3月31日現在、コミットメントライン契約極度85億円に対し使用額は12億円、未使用額は73億円となっております。当社グループの事業運営上、適切な資金枠を確保できており、投資案件の厳選及び抑制等を図るとともに、営業利益の黒字化などグループ収益力の向上により、事業及び運転資金を安定的に確保しております。

以上のとおり、当連結会計年度において営業利益の黒字化を達成し、債権者間協定書における確約条項及び財務制限条項への抵触が解消しました。また、2027年3月期においても計画の達成可能性は相応にあると考えております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象は存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められなくなったものと判断し、当連結会計年度において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第92期 (2023年3月期)	第93期 (2024年3月期)	第94期 (2025年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	175,430	214,239	218,801	196,189
経 常 利 益 又は経常損失(△) (百万円)	△13,889	1,722	△1,288	5,702
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△13,906	△1,559	△9,182	4,052
1株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	△359.41	△40.31	△241.82	93.87
総 資 産 (百万円)	148,500	142,738	144,831	145,329
純 資 産 (百万円)	19,874	20,245	22,909	26,793
1株当たり純資産額 (円)	259.80	246.85	162.34	266.32

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。第94期、第95期の1株当たり純資産額は、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しております。

2. 第92期から第93期までの数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。

[第92期]

第92期は半導体供給不足解消による生産台数増加に伴い、対前期比で売上高は290億55百万円の増収となり、加えて、北米セグメントの原材料費高騰の落ち着きや、労務費、物流費の改善により、親会社株主に帰属する当期純損失は減少しました。

[第93期]

第93期は主要販売先OEMの生産台数の微増及び為替変動の影響により、対前期比で売上高は388億9百万円の増収となりました。

[第94期]

第94期は円安による為替変動の影響により、対前期比で売上高は45億61百万円の増収となりましたが、急激なインフレ率の上昇による諸費用(労務費、材料費、物流費、電力料等)の高騰や、新規車種立上関連費用の増加により経常損失となりました。

[第95期]

第95期(当連結会計年度)につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第92期 (2023年3月期)	第93期 (2024年3月期)	第94期 (2025年3月期)	第95期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	54,860	69,409	63,305	65,788
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	9,586	3,951	△4,196	1,678
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△7,166	△3,266	△33,314	2,380
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△185.21	△84.41	△865.50	50.68
総 資 産 (百万円)	88,014	84,238	66,531	65,153
純 資 産 (百万円)	△5,077	△8,818	△36,136	△33,755
1株当たり純資産額 (円)	△131.22	△227.9	△1,093.48	△1,038.31

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。第94期、第95期の1株当たり純資産額は、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しております。

2. 第92期から第93期までの数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。

[第92期]

第92期は主要販売先OEMの生産台数の増加により、売上高は62億91百万円の増収、受取配当金の増加等により経常利益は増益、関係会社株式評価損の計上等により当期純損失となりました。

[第93期]

第93期は半導体供給不足の解消に伴う主要販売先OEMの生産台数の増加により、売上高は145億49百万円の増収、受取配当金の減少等により経常利益は減益になったものの、関係会社株式評価損の計上等の減少により当期純損失が減少しました。

[第94期]

第94期は物価上昇により内需の中心である個人消費の落ち込みが続き、売上高は61億4百万円の減収、連結子会社向け債権評価に伴う貸倒引当金を計上したことにより、経常損失となり、当期純損失が増加しました。

[第95期]

第95期(当事業年度)は主要販売先OEMの新車立上効果により、売上高は24億82百万円の増収となりました。今期は前期に計上した貸倒引当金繰入額等の一過性損失の影響が解消したことにより、経常利益、当期純利益ともに黒字転換しました。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
河西工業ジャパン(株)	90百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
河西サポートサービス(株)	90百万円	100.0%	保険代理業、業務請負他
河西テクノ(株)	40百万円	100.0%	自動車内装部品設計開発
KASAI NORTH AMERICA, INC. (米国)	40,899万米ドル	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI MEXICANA S.A. DE C. V. (メキシコ)	2,060万米ドル	100.0% (51.0%)	自動車内装部品製造販売
KASAI UK LTD (英国)	1,000万英ポンド	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED (インド)	700百万ルピー	100.0%	自動車内装部品製造販売
広州河西汽車内飾件有限公司 (中国)	1,160万米ドル	65.9%	自動車内装部品製造販売
開封河西汽車飾件有限公司 (中国)	60百万人民币元	60.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売
東風河西 (大連) 汽車飾件系統有限公司 (中国)	65百万人民币元	50.0%	自動車内装部品製造販売
東風河西 (武漢) 頂飾系統有限公司 (中国)	15百万人民币元	50.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売
KASAI TECK SEE CO., LTD. (タイ)	407百万バーツ	75.0%	自動車内装部品製造販売
PT KASAI TECK SEE INDONESIA (インドネシア)	1,401万米ドル	62.2% (62.2%)	自動車内装部品製造販売

- (注) 1. 資本金は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の議決権比率の ()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 4. 武漢河達汽車飾件有限公司は清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(4) 企業集団の主要な事業セグメント

当社の企業集団は、河西工業(株) (当社)、子会社14社、関連会社4社で構成され、国内及び海外において、主に自動車内装部品の製造販売を行い、併せてこれらに付帯する事業等を営んでおります。

(5) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

① 当社本社（神奈川県高座郡寒川町）

② 国内生産拠点

河西工業ジャパン(株)(神奈川県高座郡寒川町、埼玉県大里郡寄居町、三重県津市庄田町、滋賀県東近江市五個荘小幡町、群馬県邑楽郡明和町、群馬県太田市新田市野井町、大分県宇佐市大字神子山新田、福岡県京都郡苅田町)

③ 国内その他拠点

当社富士宮事業所（静岡県富士宮市）、河西サポートサービス(株)（神奈川県高座郡寒川町）、河西テクノ(株)（神奈川県高座郡寒川町）

④ 海外生産拠点

KASAI NORTH AMERICA, INC. (米 国)、KASAI MEXICANA S.A. DE C. V. (メ キ シ コ)、KASAI UK LTD (英国)、KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED (インド)、広州河西汽車内飾件有限公司 (中国)、開封河西汽車飾件有限公司 (中国)、東風河西 (大連) 汽車飾件系統有限公司 (中国)、東風河西 (武漢) 頂飾系統有限公司 (中国)、KASAI TECK SEE CO., LTD. (タイ)、PT KASAI TECK SEE INDONESIA (インドネシア)

⑤ 海外その他拠点

該当拠点はありませぬ。

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,358名	672名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員 353名）は含んでおりませぬ。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
648名	2名増	42.8歳	13.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員 84名）は含んでおりませぬ。

(7) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	18,311
株式会社みずほ銀行	11,558
株式会社三菱UFJ銀行	9,829
株式会社横浜銀行	9,385
あおぞらアセット株式会社	9,007

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数
- | | |
|--------|--------------|
| 普通株式 | 181,356,008株 |
| A種優先株式 | 5,827,274株 |
- ② 発行済株式の総数
- | | |
|--------|-------------------------------|
| 普通株式 | 39,511,728株 (うち自己株式数663,348株) |
| A種優先株式 | 5,827,274株 |
- ③ 当事業年度末の株主数
- | | |
|--------|---------|
| 普通株式 | 15,548名 |
| A種優先株式 | 1名 |
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)		持株比率(%)
	A種優先株式	普通株式	
日産自動車株式会社	5,827	—	13.04
長瀬産業株式会社	—	5,404	12.10
株式会社りそな銀行	—	1,825	4.09
株式会社証券ジャパン	—	1,590	3.56
株式会社イクヨ	—	1,522	3.41
河西工業取引先持株会	—	1,503	3.37
株式会社横浜銀行	—	1,276	2.86
大和証券株式会社	—	1,083	2.43
株式会社みずほ銀行	—	921	2.06
損害保険ジャパン株式会社	—	871	1.95

- (注) 1. 株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式663,348株には、業績連動型報酬制度導入の際に株式給付信託として設定した、株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式155,429株を含んでおりません。
 3. 上記、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の概要
 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
古川 幸二	代表取締役社長 社長役員 全般、内部監査部、新規事業創造室、情報取扱責任者	
稲津 茂樹	取締役 副社長役員 開発本部管掌、生産技術本部管掌、 生産本部管掌、SCM本部管掌、北米地域統括	
小川 耕一	取締役 専務役員 企画本部本部長、経理財務グループ担当、 経理部部長	
野地 彦旬	取締役 非常勤	横浜ゴム(株) 名誉顧問 リコーリース(株) 社外取締役 ホーチキ(株) 社外取締役
松岡 大治	取締役 非常勤	長瀬産業(株) 執行役員 モビリティソリューションズ事業部 事業部長
松谷 英明	取締役 監査等委員 常勤	
城戸 和弘	取締役 監査等委員 非常勤	城戸公認会計士事務所 代表 (株)ランドコンピュータ 社外取締役
古川 裕二	取締役 監査等委員 非常勤	ソーダニッカ(株) 社外取締役 (株)佐藤渡辺 社外取締役

- (注) 1. 野地彦旬氏、松岡大治氏、城戸和弘氏及び古川裕二氏は、社外取締役であります。
2. 松谷英明氏、城戸和弘氏及び古川裕二氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 野地彦旬氏、城戸和弘氏及び古川裕二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、松谷英明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて決議しており、その内容は次の4点を基本的なポリシーとして制度を設定し、運用をしております。

- 1) 職責に相応していること
- 2) 優秀な人材が確保できること
- 3) 社会的に妥当な水準であること
- 4) 業績や成果を反映していること

当社の取締役報酬は、固定報酬部分（基本年俸）及び変動報酬部分（業績連動報酬）で構成しております。ただし、業務執行から独立した位置づけである社外取締役及び取締役（監査等委員）におきましては、変動報酬の適用は相応しくないとの考えにより、固定報酬部分（基本年俸）のみの設定としております。

当社の取締役報酬の算定方法は、取締役（監査等委員を除く）につきましては取締役会が、取締役（監査等委員）につきましては監査等委員会がそれぞれ決議いたします。取締役（監査等委員を除く）の報酬設定につきましては、取締役会で決議された「役員報酬基準」（以下、「本基準」という。）を適用いたします。個別の報酬額設定につきましては、本基準に個々の評価結果を照らし合わせることで算出いたします。

本基準につきましては、外部のベンチマーク情報を基に、同業或いは他の同規模の企業における取締役報酬の水準を勘案しながら、外部経営人材を獲得することも意識した報酬水準を定めております。また、本基準の見直しや改訂を取締役会に上申する際には、事前に任意の「指名報酬検討会(注)」に諮ることを必須としております。検討会においては、前述の観点に加えて当社の財務状況も踏まえた上で、総合的かつ客観的な見解や意見を論議することにより、本基準の妥当性を維持しております。指名報酬検討会から上申された取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は、当該方針及び本基準に沿うものであると判断しております。

(注) 指名報酬検討会

取締役会の諮問機関として位置づけられ、取締役の候補者選定、報酬設定及び水準などについて、客観的な見地から答申を行っております。検討会メンバーは独立社外取締役がその半数を構成し、また独立社外取締役が議長を務めることにより、答申内容の客観性を担保しております。

当社の業績連動報酬は、下記の短期インセンティブと中長期インセンティブを導入しております。

a. 年次賞与（短期インセンティブ）

年間業績に係る賞与は、一事業年度の全社共通の業績評価指標、並びに役員個別のそれぞれの担当領域における経営課題の達成状況を評価し、予め一定範囲で定めた賞与支給率（係数：上限30%）を固定報酬部分である基本年俸に乗じて決定いたします。2024年度は、会社共通の業績指標である連結営業利益が、事業環境の悪化により期中に修正した目標値に対して未達であったため、その実績を反映する2025年度分の賞与は、不支給といたしました。

b. 業績連動型報酬制度（中長期インセンティブ）

当社は、2017年6月に取締役（社外取締役及び取締役（監査等委員）を除く）及び執行役員等を対象として、業績連動型報酬制度を導入しております。本制度は、取締役及び執行役員等のうち国内居住者に対しては、株式給付信託型報酬制度を使用し、国内非居住者に対しては、業績の達成度、貢献度に応じて金銭を給付する業績連動型金銭報酬制度を使用します。株式給付信託型報酬制度は、業績の達成度、貢献度に応じて当社株式を給付する制度であり、報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値拡大への貢献意識を高めることを目的としております。2024年度は、会社共通の業績指標である連結営業利益が、事業環境の悪化により期中に修正した目標値に対して未達であったため、その実績を反映する2025年度分の株式給付信託額報酬は、不支給といたしました。

③ 取締役の報酬の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	85 (10)	85 (10)	— (—)	— (—)	7 (4)
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	32 (17)	32 (17)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	118 (27)	118 (27)	— (—)	— (—)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に退任した2名に対する報酬が含まれています。
 2. 業績の低迷を受け、2020年4月より取締役（社外取締役含む）の報酬を減額しております。上記表中の報酬金額は、減額後の報酬額を記載しております。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、なお使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額5千万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
 5. 取締役（社外取締役及び取締役（監査等委員）を除く）及び執行役員等を対象とする、業績連動型報酬制度の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第90回定時株主総会において、3年をひとつの期間とする対象期間ごとの金額として2億16百万円以内、株式報酬として477千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	野地彦旬	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
社外取締役	松岡大治	当期開催の取締役会15回のすべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	城戸和弘	当期開催の取締役会18回のうち17回及び監査等委員会26回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、公認会計士として、幅広い財務・会計に関する経験から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	古川裕二	当期開催の取締役会18回及び監査等委員会26回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。

- (注) 1. 野地彦旬氏の兼職先である、横浜ゴム(株)、リコーリース(株)及びホーチキ(株)と当社との間に、取引関係はありません。
2. 松岡大治氏の兼職先である、長瀬産業(株)は当社の主要株主であり、当社は長瀬産業(株)との間に資材等の取引関係がありますが、当社と同社の取引は、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 城戸和弘氏の兼職先である、城戸公認会計士事務所、(株)ランドコンピュータと当社との間に、取引関係はありません。
4. 古川裕二氏の兼職先である、ソーダニッカ(株)、(株)佐藤渡辺と当社との間に、取引関係はありません。
5. 野地彦旬氏、城戸和弘氏及び古川裕二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
独立した客観的立場から、当社のコンプライアンス体制についての助言を行うなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該契約の被保険者は当社のすべての取締役及び執行役員並びにすべての子会社のすべての取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	197百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	197百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該年度の監査計画における監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 上記以外に当事業年度中に前事業年度の監査に係る追加報酬として357百万円を支払っております。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他監査等委員会が必要と判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容を、監査等委員の過半数をもって決定します。

なお、当社は、会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役並びに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督いたします。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するとともに、必要に応じ内部監査部と連携し、グループ会社の業務内容や財政状態を監査いたします。
 - ・当社は、「河西グループ行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、社会規範に則った行動を義務付けるとともに、それらに反する行為については内部及び顧問弁護士に通報する制度を設けます。当規範とマニュアルはイントラネットに掲載し、社内への周知徹底を図ります。また、グローバルコンプライアンス委員会を設置し、河西グループ全体でコンプライアンス推進の体制を整備します。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施いたします。

また、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理いたします。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、それぞれの業務におけるリスクをコントロールすべく、規程、基準書、要領等を定め、各業務はこれらに従って遂行されます。また、取締役会は業務の執行状況について定期的に報告を受け、事業運営に伴う重要なリスクについて、対応を取締役会で審議・決定するよう諮るものといたします。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営と執行の分離により、職務執行の権限を執行役員に委譲することで、効率的な事業・業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。これにより、取締役はグループ全体の目標、方針、戦略を定めます。一方、執行役員は取締役会で決定された方針・戦略に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行いたします。

- ・当社は、経営戦略会議を設置し、グループの中長期経営方針・経営戦略などの重要な目標・方針・戦略策定に関して十分な討議を行います。また、経営戦略会議で設定した目標に基づく業務を執行する際の重要事項について審議を行う経営会議を定期的に設け、その審議を経て取締役会の決議を行うことにより、取締役会における審議の効率化を図ります。
 - ・当社は、業務執行の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として、組織に係る規程、業務分掌に係る規程、職務権限に係る規程等を整備いたします。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 当社は、業務が適切に遂行されるよう、子会社に取締役及び（又は）監査を行う人員を派遣いたします。また、当社の地域統括責任者は子会社の業務執行状況を経営会議に定期的に報告し、必要に応じて当社の経営会議に出席するほか、WEB会議で参加し、適切な経営判断を得て、地域運営にあたります。
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 当社は、子会社が重要な投資案件等の重要事項を実行する際には、当社の規程に従い、当社の経営会議或いは取締役会の決議を得なければならないなど、子会社の各業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定めます。
- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 当社は、主要地域において、当社の地域統括責任者によって開催される地域事業会議において子会社の業務執行状況を審議する体制を敷きます。また、当社の関係会社管理規程の整備・運用により、子会社の決裁範囲を明確にし、権限委譲を図ります。
- ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 当社の監査等委員会による子会社の業務及び財産の業況の調査が定期的に行われる体制を確保するほか、内部監査部は子会社も内部監査の対象とし、その業務の適正を監査いたします。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役並びに使用人に関する事項、その取締役並びに使用人の取締役（取締役監査等委員を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 当社は、監査等委員会から求められた場合は、必要に応じて内部監査部員を監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）として指名いたします。なお、補助使用人を置く場合は、独立性及び指示の実効性を確保するため、補助使用人の人事異動及び人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものいたします。

- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制
- ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならないものといたします。
 - ・取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものといたします。
 - ・当社は、取締役監査等委員が取締役会の他必要と認める重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、業務執行状況及び重要事項の決定について、監査等委員会へ報告できる体制を確保いたします。
- ロ 当社の子会社の取締役、監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものといたします。
 - ・当社は、当社の内部監査部による子会社の内部監査の結果についても内部監査部より監査等委員会へ報告を行うこととし、リスク管理及び法令遵守の状況についての監査等委員会への報告体制を確保いたします。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、内部通報者保護規程を整備し、内部通報をした使用人が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定めます。
- ⑨ 当社の取締役監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に関する事項
- 当社は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないことといたします。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査部が必要に応じ監査等委員会と連携する体制を整備いたします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する運用状況

- ・「河西グループ行動規範」を策定しグループ全体に周知しております。
- ・取締役勉強会及び従業員に対するコンプライアンス教育を実施しております。
- ・外部弁護士及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を導入しており、通報者に対する不利益扱いを禁止し、コンプライアンス違反の予防と早期発見を図っております。
- ・グローバルコンプライアンス委員会を年2回開催し、グループ全体のコンプライアンスの推進状況等の確認を行っております。

② 業務執行に関する運用状況

- ・取締役会を18回開催（うち書面決議3回）したほか、執行役員も参加する経営会議等の主要会議体の活用により、取締役会の効率化を図っております。

③ リスク管理体制に関する運用状況

- ・各種規程を整備し、業務の適正化を図っております。
- ・取締役会、経営会議において、業務の執行状況について報告し、事業運営に伴う重要なリスクは、取締役会及び経営会議で対応を議論、決定しております。
- ・内部監査部による監査を実施するとともに、取締役会においてグローバルコンプライアンス委員会によるコンプライアンス報告を実施し、リスクの把握と対応の検討を行っております。

④ 子会社管理に関する運用状況

- ・地域会議（MC-X）規程を制定し、グローバル地域ごとの地域経営会議を設け、各地域における経営の主体的な管理を強化しております。
- ・関係会社管理規程、地域会議（MC-X）規程及び稟議決裁規程で、子会社及び地域会議の権限を明確にし、リスク管理を行っております。
- ・子会社の業務執行状況は月1回、取締役会及び経営会議にて報告され、議論しております。

⑤ 監査等委員会に関する運用状況

- ・取締役監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会等の主要会議体に出席して審議又は報告事項を把握し、監査を行っております。
- ・取締役監査等委員は、代表取締役と定期的な面談を実施するほか、その他の取締役や執行役員とも適宜面談しております。
- ・監査等委員会は、内部監査部から監査報告を受けるほか、内部監査部が監査等委員会に適宜同席するなど、必要に応じて内部監査部と連携して職務を遂行しております。
- ・子会社に対し監査等委員会は必要に応じ、会計監査人及び内部監査部が協力して監査を実施し、子会社はこれに協力する体制を整備しております。また、取締役監査等委員は、適宜子会社の監査役と面談し、連携を取っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上及び経営基盤の強化を図りつつ安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の普通株式及びA種優先株式の配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきました。

以 上

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,242	流動負債	44,934
現金及び預金	26,669	買掛金	20,522
受取手形及び売掛金	31,129	電子記録債権	1,865
電子記録債権	142	短期借入金	4,232
商品及び製品	1,724	リース債権	800
仕掛品	10,612	未払金	491
原材料及び貯蔵品	7,905	未払法人税等	992
その他	7,635	賞与引当金	1,553
貸倒引当金	△576	その他	14,473
固定資産	60,086	固定負債	73,601
有形固定資産	42,513	長期借入金	66,678
建物及び構築物	17,805	リース債権	2,521
機械装置及び運搬具	13,401	繰延税金負債	3,514
工具、器具及び備品	2,349	退職給付に係る負債	440
土地	6,275	その他	447
建設仮勘定	2,681	負債合計	118,535
無形固定資産	381	(純資産の部)	
ソフトウェア	381	株主資本	7,901
その他	0	資本金	5,821
投資その他の資産	17,191	資本剰余金	5,652
投資有価証券	2,998	利益剰余金	△3,037
長期貸付金	698	自己株式	△535
退職給付に係る資産	8,376	その他の包括利益累計額	8,823
繰延税金資産	3,678	その他有価証券評価差額金	△26
その他	2,091	為替換算調整勘定	5,430
貸倒引当金	△652	退職給付に係る調整累計額	3,419
資産合計	145,329	非支配株主持分	10,069
		純資産合計	26,793
		負債・純資産合計	145,329

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		196,189
売 上	利 益		167,777
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		28,411
営 業 外 収 入	利 益		21,835
受 取 配 当 金	利 益	245	6,576
受 取 配 当 金	利 益	1	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	利 益	310	
為 替 差 益	利 益	599	
補 助 金 の 収 入	利 益	57	
そ の 他	利 益	259	1,475
営 業 外 費 用	利 益		
支 払 手 数 利 息	利 益	2,160	
借 入 倒 引 当 金 繰 入	利 益	17	
そ の 他	利 益	77	
特 別 常 利 益	利 益	94	2,349
特 別 常 利 益	利 益		5,702
固 定 資 産 売 却 益	利 益	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	利 益	3	
受 取 保 険 金	利 益	254	273
特 別 損 失	利 益		
固 定 資 産 売 却 損	利 益	21	
固 定 資 産 除 却 損	利 益	96	
減 損	利 益	605	
特 別 退 職 金	利 益	258	
子 会 社 清 算 損	利 益	178	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	利 益	20	1,181
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		4,794
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	利 益	1,536	
法 人 税 等 調 整 額	利 益	△875	661
当 期 純 利 益	利 益		4,132
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		80
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		4,052

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,821	5,652	△7,089	△535	3,848
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,052		4,052
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	4,052	-	4,052
当期末残高	5,821	5,652	△3,037	△535	7,901

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△26	6,231	2,401	8,606	10,454	22,909
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		4,052
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△800	1,018	217	△385	△167
当期変動額合計	△0	△800	1,018	217	△385	3,884
当期末残高	△26	5,430	3,419	8,823	10,069	26,793

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,501	流動負債	31,784
現金及び預金	5,007	電子記録債権	1,716
電子記録債権	142	買掛金	16,541
売掛金	22,281	短期借入金	6,551
商品及び製品	467	1年内返済予定の長期借入金	3,002
仕掛品	4,462	リース債務	51
原材料及び貯蔵品	338	未払金	116
前払費用	369	未払費用	1,909
未収入金	6,922	未払法人税等	91
短期貸付金	1,950	前受金	1,209
その他	558	賞与引当金	355
固定資産	22,652	その他	238
有形固定資産	5,183	固定負債	67,124
建物	3,342	長期借入金	66,678
構築物	79	リース債務	105
機械及び装置	343	繰延税金負債	306
車両運搬具	1	その他	33
工具、器具及び備品	299	負債合計	98,908
土地	1,115	(純資産の部)	
無形固定資産	310	株主資本	△33,755
ソフトウェア	310	資本金	5,821
その他	0	資本剰余金	5,876
投資その他の資産	17,158	資本準備金	1,455
投資有価証券	18	その他資本剰余金	4,420
関係会社株式	13,126	利益剰余金	△44,917
関係会社出資金	1,530	その他利益剰余金	△44,917
長期貸付金	14,465	繰越利益剰余金	△44,917
長期未収入金	4,214	自己株式	△535
投資不動産	582	純資産合計	△33,755
前払年金費用	1,833	負債・純資産合計	65,153
その他	51		
貸倒引当金	△18,665		
資産合計	65,153		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		65,788
売 上 原 価			62,001
売 上 総 利 益			3,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			4,627
営 業 損 失			840
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		2,515	
為 替 差 益		830	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		1,023	
そ の 他		113	4,482
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		1,826	
借 入 手 数 料		17	
賃 貸 費 用		33	
そ の 他		86	1,963
経 常 利 益			1,678
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		3	5
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		20	
子 会 社 清 算 損		7	30
税 引 前 当 期 純 利 益			1,652
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		△577	
法 人 税 等 調 整 額		△151	△728
当 期 純 利 益			2,380

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	5,821	1,455	4,420	5,876	△47,297	△47,297	△535	△36,136
当期変動額								
当期純利益				－	2,380	2,380	－	2,380
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－		－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	2,380	2,380	－	2,380
当期末残高	5,821	1,455	4,420	5,876	△44,917	△44,917	△535	△33,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	△36,136
当期変動額			
当期純利益		－	2,380
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	2,381
当期末残高	－	－	△33,755

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

河西工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向 井 基 信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、河西工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

河西工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向 井 基 信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、河西工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき構築されている体制（業務の適正を確保するための体制）の整備及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び重要な使用人等との面談を通じ、意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び重要な使用人の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は決算訂正及び有価証券報告書等の提出遅延に関して、東京証券取引所より「改善報告書」の提出を求められ、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出いたしました。当監査等委員会は、当社の再発防止に向けた改善措置の実施状況及び運用状況を継続して監視し検証いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

河西工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 松 谷 英 明 ㊟
監査等委員 城 戸 和 弘 ㊟
監査等委員 古 川 裕 二 ㊟

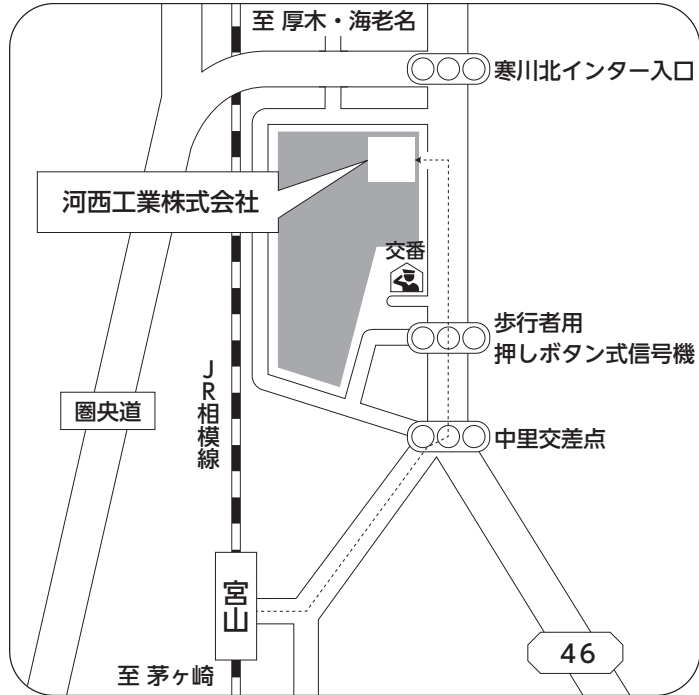
(注) 監査等委員 城戸和弘及び古川裕二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

河西工業株式会社 本社 7階講堂
神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

TEL 0467-75-1125 (総務部直通)



交通のご案内

J R東日本 相模線「宮山駅」下車徒歩10分
○公共交通機関をご利用願います。

河西工業株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。